

2018.1.9 06:16

漢方薬や鍼灸など「伝統医療」WHOが認定へ 日本漢方、地位向上へ

漢方薬や鍼灸（しんきゅう）など日本や中国の伝統医療が、今春にも開催される世界保健機関（WHO）の総会で認定される方針であることが8日、関係者への取材で分かった。具体的には、国際的に統一した基準で定められた疾病分類である「国際疾病分類」（ICD）に、伝統的な東洋医学の章が追加される。100年以上、西洋医学一辺倒だった世界の医療基準の転換点となるとともに、中国と異なり独自に発展してきた日本の伝統医療の再評価につながる。

関係者によると、WHOが伝統医療に注目したのは、同機関で扱う医療の統計が西洋に偏り、伝統医学での治療に依存しているアジアなどでほとんど統計が取られていないとされる「情報格差」を埋めることが目的にあるという。

ICDは1900（明治33）年に初めて国際会議で承認、日本でも同年に採用された。約10年ごとに改訂され、現在は全22章から成るが、日本や中国などに根差した「伝統医療」が新しい章として加わる。病名や患者の体質を示す「証（しょう）」が約300項目記載されるという。

ICDの作成にも携わった千葉大の並木隆雄診療教授（和漢診療学）は「WHOに公式に認められれば、日本の伝統医療の地位向上に役立つ。科学的な調査のもと、漢方の有効性も検討でき、成果は国民に大きく還元される」と話した。

日本の漢方は古代中国に起源があるものの、西洋医学と融合し、中国とは運用方法や処方作り方も異なるなど独自の発展を遂げた。鍼灸も奈良時代に漢方とともに伝えられ、「日本の医療」として進化。特に中国はボールペンの芯ほどの太い鍼（はり）を使うが、日本は髪の毛ほどの細い鍼を使うところに特徴がある。

病気に対し狙いを絞って対処する西洋医学に対し、東洋医学では、病気は全身の体内バランスが崩れて起こるという考えを持ち、同じ症状でも患者の体質によって治療を変える。日本では昭和51年に147種の漢方エキス製剤が医療保険に適用。漢方医学は平成13年から医学教育に、14年からは薬学教育にも導入された。

